

補助対象&上限金額
チェック
START



「婚姻日」が
2026年1月1日以降ですか？

No
補助の対象外です

Yes

「婚姻日」の時点で、次のいずれかを満たしていますか？
 ■ ご夫婦とも「39歳以下」
 ■ ご夫婦の年齢の合計が「90歳以下」

No
補助の対象外です

※婚姻日が誕生日の方は、
誕生日の前日に年齢が加算されます

Yes

ご夫婦ともに補助対象となる費用の住居が
松茂町内にあり（住民登録があり）
そこに住んでいる

No
補助の対象外です

Yes

生活保護を受けている、または
この補助金と重複する他の公的給付を
受けていますか？

Yes
給付を受けている
補助の内容を確認
しますので事前にチャ
レンジ課までご連絡
ください

No

町税等の滞納、または暴力団員に該当する
事実はありますか？

Yes
補助の対象外です

No

ご夫婦のいずれかが、過去にこの制度
（他自治体も含む）による補助を
受けたことがありますか？

Yes
補助の対象外です

No

今後5年以上継続して松茂町に
住む意思がありますか？

No
補助の対象外です

Yes

夫婦ともに次のいずれかを
受講（または相談）しましたか？
（あるいは申請前に受講しますか？）

- ①：ライフデザイン支援講座
- ②：プレコンセプションケア
に関する講座
- ③：医療機関への妊娠・出産
に関する相談
- ④：共家事・子育て講座

No
受講後に
申請可能
です

Yes

ご夫婦の所得合計が
500万円未満

No
補助金額
上限
15万円

Yes

婚姻時の年齢がご夫婦
ともに39歳以下

No
補助金額
上限
15万円

Yes

婚姻時の年齢がご夫婦
ともに29歳以下

No
補助金額
上限
30万円

Yes

補助金額
上限
60万円



令和7年の所得を概算で確認する方法

給与所得の方：「源泉徴収票」の
「給与所得控除後の金額」
 自営業の方：「確定申告書」の
「所得金額の合計」

※貸与型奨学金を返済している場合は、
年間返済額を所得から差し引くことが
できます
 ※所得合計が500万円未満の場合は、おふたりの
所得証明書にて確認させていただきます

